

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(環太平洋パートナーシップ協定に定める米に関する日本国によるアメリカ合衆国についての関税割当ての運用に関する交換公文)

(訳文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。【】は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）の本日の署名に関連して、TPP協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二—D（関税の撤廃の表）の日本国の表の付録A（関税割当て）に定めるアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）からの米に関する日本国による特定の国についてのTPP協定の規定に基づく関税割当て（以下「合衆国枠」という。）について、そのための売買同時契約（以下「SBS」という。）方式の運用に関して日本政府の代表者と合衆国政府の代表者との間で到達した次の了解を確認する光榮を有します。合衆国枠のためのSBS方式については、TPP協定並びにこの書簡及び【】の確認の返簡に基づく国際的義務を含む日本国と合衆国との間に適用する国際的義務に合致する限度において日本国の関係法令に従い日本国

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

農林水産省（以下「農林水産省」という。）によつて運用されます。

I

1 農林水産省は、合衆国枠の下で行われる米の輸入について、例外的な場合を除くほか、日本国の各会計年度に六回の入札を行う。

2 農林水産省は、合衆国枠の下で行われる米の輸入について、日本国の各会計年度の四月十日までに、SBS入札の年間予定を政府の公式ウェブサイトにおいて公表し、及び合衆国に通報する。

3 農林水産省は、合衆国枠の下で行われる米の輸入について、例外的な場合を除くほか、日本国の会計年度の二箇月目に当該会計年度の一回目の入札を行い、及び当該会計年度を通じてその後の入札を二箇月に一回行う。

4 日本国は、1及び3の年間予定からの変更を正当化するに足りるものであると信ずる例外的な場合には、速やかに合衆国に通報する。

II

1 日本国において登記されており、かつ、米を輸入する十分な能力を有する事業体は、SBS入札を通

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

じて米を売り渡す資格を有する。

2 次の者であつて米を取り扱う十分な能力を有するものは、SBS入札を通じて米を買い受ける資格を有する。

- (a) 米の流通業者（卸売業者及び小売業者を含む。）
- (b) 米を含有する生産品の加工業者又は製造業者
- (c) 外食産業の事業者

III 日本国は、短粒種、中粒種及び長粒種の区分ごとにのみ、合衆国枠の下で輸入する米に関する政府買入予定価格を設定する（注）。日本国は、それぞれの種類の米の国際市場における状況（合衆国の港における本船渡し（FOB）の価格、輸送費及び為替相場を含む。）を反映した水準により、それぞれの政府買入予定価格を設定する。農林水産省は、SBS入札の年間予定を通報する際に、国際市場価格の評価のために使用した全てのデータの要素及び数値をI2に規定する政府の公式ウェブサイトにおいて公表する。

注 日本国は、米の品種又は亞種についての政府買入予定価格を設定しない。ただし、日本国は、短粒種、中粒種及び長粒種のそれぞれについて、玄米及び精米の形態別に政府買入予定価格を設定することができる。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

IV　日本国は、日本国の各会計年度の期間中、SBS入札における最低の輸入差益の水準を変更しない。日本国は、SBSの入札方式の改善に当たり、その円滑な運用を容易にするために最低の輸入差益の水準について妥当な考慮を払う。

V　日本国は、合衆国枠の下で行われる入札の全体の数量の七パーセントを超えて当該入札における碎米の割合を設定しない。

VI　日本国は、合衆国枠の下で行われる農林水産省への米の売渡しについて、十七メートル・トン未満の数量の応札を求めず、又は受け入れない。

VII　農林水産省は、各入札の結果が確定した後速やかに、それぞれの種類の米（短粒種、中粒種及び長粒種）に関して、二の形態別（玄米及び精米）に、I2に規定する政府の公式ウェブサイトにおいて次の情報をお表する。

- (a) 応札の件数及び当該応札の総数量
- (b) 落札の件数及び当該落札の総数量
- (c) 落札された札に応じて農林水産省が支払う買入価格の加重平均値

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- (d) 落札された札に応じて農林水産省が支払う買入価格の最高値及び最低値
- (e) 落札された札に応じて農林水産省に支払われる売渡価格の加重平均値

VIII 農林水産省は、落札された札が入札における予定の数量に満たない場合には、当該入札の翌日に再度入札を行う。

IX 日本国は、入札を通じて農林水産省に売り渡された米について次のことを認める。

- (a) 落札の日の後十一箇月以内に、輸出港から発送されること。
- (b) 落札の日の後十二箇月以内に、使用者に引き渡されること。

X

1 日本国及び合衆国は、日本国の各会計年度の最初の三回の入札の後に合衆国枠の運用について議論する。日本国及び合衆国は、その議論において、合衆国枠における米1（注1）及び米2（注2）の区分ごとの消化率並びに各入札において当該区分ごとに日本国が割り当てる比率を点検するものとし、農林水産省は、日本国及び合衆国が相互に合意する場合には、将来の入札において当該区分ごとに割り当てる比率について調整を行う。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

注1 統一システムの番号：一一〇一九〇・三一〇、一一〇三一九・五一〇、一一〇三三一〇・三五〇、一一〇四一九・二五〇、

一一〇四二九・二五〇、一九〇一一〇・一二三、一九〇一一〇・一六二、一九〇一九〇・一四二、一九〇一九〇・五八七、

一九〇四一〇・一二一、一九〇四二〇・一二一、一九〇四九〇・一二〇及び二一〇六九〇・五一七

注2 統一システムの番号：一〇〇六一〇・〇一〇、一〇〇六二〇・〇一〇、一〇〇六三〇・〇一〇及び一〇〇六四〇・〇一〇

2 日本国の会計年度の最初の三回の入札において平均の消化率が九十。パー。セントを下回る場合には、次のとおりとする。

(a) 農林水産省は、合衆国枠の数量が全て配分されるまで、合衆国枠の配分されていない残りの全ての

量を、当該会計年度の四回目の入札及び当該会計年度のその後の全ての入札において利用可能なものに

する。

(b) 農林水産省は、日本国及び合衆国が合意した場合には、次の一部又は全ての事項について一時的な調整を行う。

- (ii) (i) 入札の回数及び頻度
- 将来的入札における丸米に対する碎米の割合

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(iii) 政府買入予定価格

(iv) 入札の下で売り渡された米の船積みの期間

3 日本国及び合衆国は、合衆国枠に適用される農林水産省によるSBS入札の手続の運用を検討するため毎年協議する。日本国及び合衆国は、当該協議において、X2(b)に規定する一時的な調整が行われている場合には、日本国の翌会計年度に当該一時的な調整を継続するかどうかを検討する。

4 農林水産省は、合衆国枠の数量が日本国が連続する三会計年度のうちの一会計年度において十分に利用されない場合には、合衆国枠を十分に利用し得るために必要な次の事項を含む合衆国枠の修正を行う。

(a) 日本国の翌会計年度の全期間において、設定されている水準からの十五パーセント分の最低の輸入

差益の水準の即時のかつ一時的な引下げ

(b) 日本国及び合衆国が合意するその他の手続

【】は、この書簡及び【】の確認の返簡が両政府間の合意を構成し、TPP協定第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、日本国及び合衆国についてのTPP協定の効力発生

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十●年●月●日に■■■■■で

アメリカ合衆国

】

】

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(訳文)

(米国側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。【】は、【日付】付けの【】の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

【】は、更に、アメリカ合衆国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、【】の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、アメリカ合衆国及び日本国についてのTPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。